

A58 分掌変更によって役員としての地位や職務の内容が激変して、実質的に退職したと同様の事情にある場合に退職金として支給したものは退職金として取り扱うことができます。ただし、未払金に計上したものは、還俗として退職金に含まれません。

【解説】

- (1) 常勤役員が非常勤役員(常時勤務していない者であっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその医療法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く)になったこと。
- (2) 理事が監事(監事でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く)になったこと。
- (3) 分掌変更等の後における報酬が激減(概ね50%以上の減少)したこと。